

第九十条の四の三第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第九十条の六の二第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第九十条の八第一項から第四項までの規定中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項から第六項までの規定中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第九十条の十第三項中「道路運送車両法」の下に「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を加える。

第九十一条中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第九十一条の三を次のように改める。

第九十一条の三 削除

第九十一条の四第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第七十五条第一項」を「第六十七条の十一第一項」に、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「平成十九年三

月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第九十七条の表都道府県の項中「第三十一条の二第二項第十四号八及び第十五号二」を「第三十一条の二第二項第十五号八及び第十六号二」に、「第三十四条の二第二項第十一号及び第十三号」を「第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号」に、「第六十二条の三第四項第十四号八及び第十五号二」を「第六十二条の三第四項第十五号八及び第十六号二」に、「第六十五条の四第一項第十一号及び第十三号」を「第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号」に改め、同表市町村の項中「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十一条の二第二項第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二」に改め、第八章中同条を第九十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

(電子申請等証明書の交付)

第九十七条 税務署長等（税務署長、国税局長、国税庁長官その他政令で定める者をいう。以下この条において同じ。）は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して税務署長等に対する申請等（同法第二条第六号に規定する申請等をいう。）が行われた場合において、当該申請等が行われた旨の証明書の交付を請求する者があるときは、その者

に関するものに限り、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十三条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第三項まで」を「この項及び次項」に改め、同条第三項中「特例適用年」を「再建特例適用年(同項に規定する特例適用年をいう。)」に、「租税特別措置法第四十一条第一項」を「同法第四十一条第一項」に、「適用年に係る」を「適用年又は同条第三項に規定する特例適用年に係る」に、「の金額を」を「の金額又は同法第四十一条の三の二第一項に規定する住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等(当該増改築等をした家屋に係る同項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「増改築等住宅借入金等」という。)」の金額を」に、「当該特例適用年」を「当該再建特例適用年」に、「金額」を「金額とし、同法第四十一条第三項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等(以下この項において「特例住宅借入金等」という。)」の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金

額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。）又は当該増改築等住宅借入金等の金額」に改め、同条第五項中「又は居住日が同条第一項」を、「居住日が同条第一項」に、「」内の日である場合には十三年内」を「」内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内」に、「場合には八年内とする。」とあるのは「四年内」と、「同条第一項の」を「場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年内とする。」とあるのは「四年内」と、「同条第一項の」に、「又は当該居住日が」を、「当該居住日が」に、「場合には十四年内」を「場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十四年内」に、「場合には九年内」を「場合（当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には九年内」に、「又は居住日が平成十三年前期内の日である」を、「居住日が平成十三年前期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で第四十一条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける」に、「場合には八年内とする。」とあるのは「四年内」と、「第四十一条

第一項」を「場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年内とする。）」とあるのは「四年内」と、「同条第一項」に改め、同条第六項中「同条第十項」を「同条第十二項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十九年五月一日

イ 第一条中所得税法第五十七条の四第一項の改正規定及び同法第百五十七条第四項の改正規定（「合併」の下に「（法人課税信託に係る信託の併合を含む。）」を、「分割」の下に「（法人課税信託に係る信託の分割を含む。）」を加える部分及び「株主若しくは社員」を「株主等」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条及び第十六条第一項の規定

ロ 第二条中法人税法第二条第十二号の八の改正規定、同条第十二号の十一の改正規定、同条第十二号

の十六の改正規定（同号口(1)に係る部分を除く。）、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第六十一条の二第二項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第十五項を同条第二十項とし、同項の次に二項を加える改正規定（第二十二項に係る部分に限る。）、同条第八項の改正規定（同項を同条第十一項とする部分を除く。）、同条第七項の改正規定、同項を同条第九項とし、同項の次に一項を加える改正規定（同条第七項を同条第九項とする部分を除く。）、同条第六項の次に二項を加える改正規定、同法第六十一条の十一第一項の改正規定、同法第六十一条の十二第一項第二号の改正規定、同法第六十二条の二の改正規定、同法第六十二条の七の改正規定（同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に一項を加える部分に限る。）、同法第七十二条の改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）、同法第二百二条第二項の改正規定（「及び第四款」を「第四款及び第七款」に改める部分を除く。）及び同法第三百三十二条の二の改正規定並びに附則第三十三条第一項、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第四十七条の規定

八 第三条中相続税法第六十四条第四項の改正規定及び附則第四十九条第八項の規定

二 第四条中地価税法第三十二条第四項の改正規定及び附則第五十条第二項の規定

ホ 第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第二款 居住者の特定外国信託に係る所得の課税

「第二款 削除

の特例（第四十条の七―第四十条の九）」を

第三款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国

法人に係る所得の課税の特例（第四十条の十一―第四十条の十二）」
に改める部分、「第二款 内国法

「第二

人の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二―第六十六条の九の五）」を

第三

款 削除

款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の

六―第六十六条の九の九）」
に改める部分及び「第二款 連結法人の特定外国信託に係る所得の課税

「第二款 削除

の特例（第六十八条の九十三の二―第六十八条の九十三の五）」を

第三款 特殊関係株主等である

連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十三の六―第六十八条の九十
に改める部分に限る。）、「又は出資以外
三の九）」

の」を「若しくは出資又は合併法人との間に当該合併法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する
自己の株式又は出資を除く。次号において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係として
政令で定める関係がある法人の株式若しくは出資のいずれか一方の株式又は出資以外の」に、「され
たものに限る」を「されなかつたものを除く」に改める部分に限る。）、「同項第二号の改正規定
（「又は出資以外の」を「若しくは出資又は分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等
の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式若しくは出資のいずれか一方の株式
又は出資以外の」に改める部分及び「されたものに限る」を「されなかつたものを除く」に改める部

分に限る。）、同法第三十七条の十一の二第二項第三号の改正規定、同法第三十七条の十四の次に二条を加える改正規定、同法第二章第四節の二に一款を加える改正規定、同法第三章第七節の四に一款を加える改正規定、同法第六十八条の三の改正規定（「第六十八条の三」を「第六十八条の二の二」に改める部分に限る。）、同条を同法第六十八条の二の二とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第二十四節に一款を加える改正規定及び同法第六十八条の百九の次に一条を加える改正規定並びに附則第七十五条第二項及び第四項、第七十六条、第七十七条、第八十三条、第一百一条、第一百九条、第一百十条、第二百二十四条並びに第二百二十八条の規定

二 次に掲げる規定 平成十九年七月一日

イ 第一条中所得税法第九十八条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百三条の改正規定及び同法第二百三条の五の改正規定並びに附則第二十一条の規定

ロ 第十二条中租税特別措置法第四十一条の十五の二第二項第一号の改正規定

三 第三条中相続税法第五十九条の改正規定（同条第一項第一号中「保険会社（保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者及び共済事業を行う者を含む。）」を「保険会社等」に改める部

分を除く。)及び附則第四十九条第七項の規定 平成十九年十月一日

四 次に掲げる規定 平成二十年一月一日

イ 第一条中所得税法第七十四条第九号の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定（「又は出資」を「出資又は匿名組合契約に基づく権利」に改める部分及び「第二十三条第一項（利子所得）」に規定する利子等又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等」を「利子等、配当等又は第七十四条第九号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利益の分配」に、「又は配当等」を「配当等又は利益の分配」に改める部分に限る。）、同法第八十条の二第一項の改正規定（「又は第五号（国内源泉所得）」を「第五号又は第十二号」に改める部分に限る。）、同法第二百十條の改正規定、同法第二百二十五條に二項を加える改正規定、同法第二百二十六條の改正規定、同法第二百二十七條の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百二十八條の改正規定、同法第二百二十八條の四の改正規定（「（信託に関する計算書）」を「（信託の計算書）」に改める部分を除く。）、同法第二百三十一条第二項及び第三項の改正規定、同法第二百四十二条第六号の改正規定並びに同法第八号の改正規定並びに附則第十八條、第十九條第四項及び第九項、第二十六條第二項、第

二十七条並びに第二十九条から第三十一条までの規定

ロ 第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第八十四条の五」を「第八十四条の六」に改める部分に限る。）、同法第三条第三項の改正規定、同法第五条の二第四項の改正規定、同法第八条の二第五項の改正規定、同法第八条の五第四項の改正規定、同法第三十四条第三項の改正規定、同法第三十八条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十五条の三第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第六十八条の七十四第二項及び第三項の改正規定並びに同法第五章中第八十四条の五を第八十四条の六とし、第八十四条の四の次に一条を加える改正規定並びに附則第七十四条第五項、第七十八条、第九十七条第三項及び第二百二十条第三項の規定

五 次に掲げる規定 平成二十年一月四日

イ 第九条中国税通則法第三十四条の二の次に五条を加える改正規定及び同法第九十七条第一項第二号の改正規定

ロ 第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九十七条」を「第九十七条・第九十八条」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十九の二の次に一条を加える改正規定及び同法第八章中第九

十七条を第九十八条とし、同条の前に一条を加える改正規定並びに附則第八十六条の規定

六 次に掲げる規定 平成二十年四月一日

イ 第一条中所得税法第六十五条の改正規定及び同法第二編第二章第二節中第七款の次に二款を加える改正規定（第八款に係る部分に限る。）並びに附則第十二条及び第十三条の規定

ロ 第二条中法人税法第四十七条第一項の改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第六十三条の改正規定、同法第二編第一章第一節中第七款の次に二款を加える改正規定（第八款に係る部分に限る。）及び同法第二百二条第二項の改正規定（「及び第四款」を「第四款及び第七款」に改める部分に限る。）並びに附則第三十五条、第四十三条及び第四十四条の規定

ハ 第六条中消費税法第十六条の改正規定

ニ 第十二条中租税特別措置法第十条の二の改正規定、同法第十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第十条の四の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「及び第四項」及び「（以下この条において「事業基盤強化設備」という。）」を削り、「以下第四項まで及び第七項において「特定事業基盤強化設備」」を「以下この条において「事業基盤強化設備」」に、「又は特定事業基盤強化

設備」を「又は事業基盤強化設備」に、「当該特定事業基盤強化設備」を「当該事業基盤強化設備」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同条第五項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第六項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第十項の改正規定、同条第十一項から第十四項までを削る改正規定、同法第十条の五（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第十条の六（見出しを含む。）の改正規定、同法第十一条第一項の改正規定、同法第十一条の二第一項の改正規定（同項の表の第一号に係る部分を除く。）、同法第十一条の三第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該事業革新設備をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第十一条の四第一項の改正規定（「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該特定電気通信設備等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第十一条の七第一項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）、同法第十二条第一

項の改正規定（「供したとき」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第十二条の二第一項の改正規定（「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第十二条の三第二項の改正規定（「場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該建替え病院用等建物をその用に供した場合を除き、」を加える部分に限る。）、同法第十三条第一項の改正規定（「建設したもの」の下に「所有権移転外リース取引により取得したものを除く。」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同法第十三条の二第一項の改正規定（「附属設備」の下に「所有権移転外リース取引により取得したものを除く。」を加える部分に限る。）、同法第十四条第一項の改正規定（「第五項」を「第三項」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第十四条の二第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）

る。)、同法第十五条第一項の改正規定(「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第二十八条の三第二項の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第三十七条第一項の改正規定(「交換によるもの」の下に「、所有権移転外リース取引によるもの」を加える部分に限る。)、同法第三十七条の五第一項の改正規定(「又は交換」を「、交換又は所有権移転外リース取引」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の四の改正規定(同条第十一項及び第十四項に係る部分を除く。)、同法第四十二条の五の改正規定(同条第四項に係る部分及び同条第八項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。)、同法第四十二条の六(見出しを含む。の改正規定(同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び同条第十項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。)、同法第四十二条の七の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(「及び第三項」及び「(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)」を削り、「以下第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」を「以下この条において「事業基盤強化設備」」に、「又は特定事業基盤強化設備」を「又は

事業基盤強化設備」に、「当該特定事業基盤強化設備」を「当該事業基盤強化設備」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「又は第五号」を削り、「政令で定める法人を」を「政令で定める法人を、同項第四号に掲げる法人にあつては同号に規定する大規模法人をそれぞれ」に改める部分及び「基準取得価額」を「取得価額」に改める部分を除く。）、同条第三項を削る改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第三項とする改正規定、同条第五項の改正規定（「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。）、同項を同条第四項とする改正規定、同条第六項を削る改正規定、同条第七項の改正規定、同項を同条第五項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項を同条第七項とする改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第八項とする改正規定、同条第十項の改正規定（「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。）、同項を同条第九項とする改正規定、同条第十一項の改正規定、同項を同条第十項とする改正規定、同条第十二項の改正規定、同項を同条第十一項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第十三項を削る改正規定、同法第四十二条の九第一項の改正規定（「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定、同法第四十二条の

十（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分、同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び同条第十項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の十一（見出しを含む。）の改正規定（同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び同条第十項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の十二第一項の改正規定、同法第四十三条第一項の改正規定、同法第四十三条の二第一項の改正規定（「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十三条の三第一項の改正規定（「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該保全事業等資産をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十四条第一項の改正規定（同項の表の第一号に係る部分を除く。）、同法第四十四条の三第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該事業革新設備をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十四条の四第一項の改正規定（「場合」の下に「（所

有権移転外リース取引により取得した当該特定電気通信設備等をその事業の用に供した場合を除く。」を加える部分に限る。）、同法第四十四条の七第一項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）、同法第四十五条第一項の改正規定（「供したとき」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十五条の二第一項の改正規定（「場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「場合」の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該建替え病院用等建物をその用に供した場合を除き、」を加える部分に限る。）、同法第四十六条第一項の改正規定（「附属設備」の下に「（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十六条の二第一項の改正規定（「建設したもの」の下に「（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）」を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同法第四十七条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十

七条の二第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、「同法第四十八条第一項の改正規定（「供した場合」の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、「同法第六十二条第一項の改正規定（「第九十二条」を「第九十二条第一項」に改める部分を除く。）、「同条第六項第二号の改正規定、同法第六十二条の三第一項の改正規定、同条第八項の改正規定（「第四項第十一号から第十六号まで」を「第四項第十二号から第十七号まで」に改める部分を除く。）、「同条第十一項第二号の改正規定、同法第六十三条第一項の改正規定、同法第六十四条第一項の改正規定、同法第六十五条の七第十五項第二号の改正規定（「よるもの」の下に「、所有権移転外リース取引によるもの」を加える部分に限る。）、「同法第六十七条の四第二項の改正規定、同法第六十八条の九の改正規定（同条第十一項に係る部分及び同条第十四項に係る部分を除く。）、「同法第六十八条の十の改正規定（同条第四項に係る部分及び同条第九項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分を除く。）、「同法第六十八条の十一（見出しを含む

む。)の改正規定(同条第五項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分並びに同条第十一項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分を除く。)、同法第六十八条の十二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(「及び第三項」及び「(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)」を削り、「以下第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」を「以下この条において「事業基盤強化設備」」に、「又は特定事業基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備」に、「当該特定事業基盤強化設備」を「当該事業基盤強化設備」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定(「又は第五号」を削り、「政令で定める連結法人を」を「政令で定める連結法人を、同項第四号に掲げる連結法人にあつては同号に規定する大規模連結法人をそれぞれ」に改める部分及び「基準取得価額」を「取得価額」に改める部分を除く。)、同条第三項を削る改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第三項とする改正規定、同条第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。)、同項を同条第四項とする改正規定、同条第六項を削る改正規定、同条第七項の改正規定、同項を同条第五項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第